

農業用機械施設の補助対象範囲の基準について

5 7 農 蚕 第 2 5 0 3 号
 昭 和 5 7 年 4 月 5 日
 農 林 水 産 省 構 造 改 善 局 長
 農 林 水 産 省 農 蚕 園 芸 局 長
 農 林 水 産 省 畜 産 局 長
 農 林 水 産 省 食 品 流 通 局 長
 林 野 庁 長 官

通知

- 改正 昭和 60年 4月 5日 60農蚕第 1949号
- 改正 昭和 61年 4月 4日 61農蚕第 1950号
- 改正 昭和 62年 5月 20日 62農蚕第 2838号
- 改正 昭和 63年 4月 7日 63農蚕第 2012号
- 改正 平成 元年 5月 29日 元農蚕第 2635号
- 改正 平成 2年 6月 7日 2農蚕第 2245号
- 改正 平成 4年 4月 9日 4農蚕第 2438号
- 改正 平成 5年 4月 1日 5農蚕第 2394号
- 改正 平成 6年 4月 1日 6農蚕第 1403号
- 改正 平成 7年 4月 1日 7農蚕第 1233号
- 改正 平成 8年 4月 1日 8農産第 1424号
- 改正 平成 9年 4月 1日 9農産第 1401号
- 改正 平成 11年 4月 1日 11農産第 915号
- 改正 平成 12年 4月 1日 12農産第 1444号
- 改正 平成 13年 4月 1日 12生産第 2162号
- 改正 平成 14年 4月 1日 13生産第 10278号
- 改正 平成 15年 4月 11日 15生産第 133号
- 改正 平成 16年 3月 19日 15生産第 8017号
- 改正 平成 16年 4月 1日 15生産第 8154号
- 改正 平成 17年 4月 1日 16生産第 8146号
- 改正 平成 18年 3月 31日 17生産第 8314号
- 改正 平成 19年 3月 30日 18生産第 9049号
- 改正 平成 19年 7月 30日 19生産第 2820号
- 改正 平成 19年 12月 11日 19生産第 5669号
- 改正 平成 20年 3月 31日 19生産第 10146号
- 改正 平成 20年 10月 16日 20生産第 3976号
- 改正 平成 21年 3月 31日 20生産第 10027号
- 改正 平成 21年 3月 31日 20総合第 2210号
- 改正 平成 21年 3月 31日 20消安第 13266号
- 改正 平成 21年 3月 31日 20経営第 7198号

改正	平成 21 年	3 月 31 日	20 農振第	2119 号
最終改正	平成 21 年	5 月 29 日	21 生産第	1072 号
最終改正	平成 21 年	5 月 29 日	21 総合第	317 号
最終改正	平成 21 年	5 月 29 日	21 消安第	1773 号
最終改正	平成 21 年	5 月 29 日	21 経営第	684 号
最終改正	平成 21 年	5 月 29 日	21 農振第	437 号

農業用機械施設補助については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「次官通知」という。）により、補助対象とする範囲の基準が示されたところであるが、同通知の1の「別に定める共同利用機械」、2の「別に定める共同利用施設」については、下記のとおりとしたので、通知する。

なお、貴局管内の都府県知事には、貴職から通知されたい。

記

1 次官通知の記の1の「別に定める共同利用機械」について

次官通知の記の1において補助対象となる「別に定める共同利用機械」は、対象作物、対象地域ごとに別表第1に掲げるとおりとする。

ただし、上記にかかわらず、農産物自由化関連対策等に係る共同利用機械にあつては、別表第1に掲げるもののほか、次のものを補助対象とする。

(1) 強い農業づくり交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金及び産地生産拡大プロジェクト支援事業

ア かんしょ掘取機

イ かんしょつるきり機

ウ ポテトプランター

エ 雑豆用コンバイン

オ 播種マルチ同時作業機（落花生の播種用に限る。）

カ 落花生収穫機

キ こんにゃくいも植付機

ク 走行式動力噴霧機（こんにゃくいも用に限る。）

ケ 弾丸暗渠機

コ デITCHャー

サ テッターレーキ（北海道にあつては乗用トラクター用で、作業幅2.4メートル以上のチェーン型のもの、都府県にあつては乗用トラクター用で作業幅3.3メートル以上のロータリー型のもの以外のものに限る。）

シ ヘーレーキ（北海道にあつては乗用トラクター用で、作業幅4.0メートル以上のフィンガーホイール型のもの、都府県にあつては乗用トラクター用のものに限る。）

ス 地域提案又は創意工夫発揮事業として、地域が掲げる目標達成のために必要と認められる機械

ただし、アからカまで並びにケ及びコに掲げる機械については、雑豆、落花生、いも類、かんきつ、りんご、ぶどう及びももを対象とした場合に限る。

(2) 強い農業づくり交付金

集落営農育成・確保緊急整備支援の取組を行う期間に限り、当該取組において事業実施主体が策定した「農業用機械の整理合理化計画」により導入することとされた農業用機械であつて、農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の3第1項の導入計画により導入を促進することとされた特定高性能農業用機械並びに原油高騰対策の取組を行う期間に限り、当該取組において産地が策定した「農業生産省エネルギー化推進計画」により導入することとされた田植機、普通型

コンバイン（米、麦及び大豆を含む複数作物の収穫機能を有するものに限る。）、自脱型コンバイン（収穫物の生体量測定及び品質分析の機能を有するものに限る。）

(3) 食の安全・安心確保交付金及び地域バイオマス利活用交付金

地域提案として、地域が掲げる目標達成のために必要と認められる機械

(4) 未来志向型技術革新対策事業

ア 新需要創造対策事業

事業実施主体が掲げる目標達成のために必要と認める機械

イ 技術革新波及対策事業

(ア) 国提案型

対象事業ごとに別表第2に掲げる機械

(イ) 産地提案型

産地が掲げる目標達成のために必要と認める機械

ウ 生産性限界打破モデル実践事業

対象作物ごとに別表第3に掲げる機械

エ 農業支援ニュービジネス創出推進事業

事業実施主体が掲げる目標達成のために必要と認められる機械

(5) 広域連携アグリビジネスモデル支援事業

1の(1)のアからシまでの機械

ただし、アからカまで並びにケ及びコに掲げる機械については、雑豆、落花生、いも類、かんきつ、りんご、ぶどう及びももを対象とした場合に限る。

(6) 農業生産地球温暖化総合対策事業

土壌由来温室効果ガス発生抑制システム構築事業について別表第4に掲げる機械

(7) 施肥体系緊急転換対策事業

ア 灌注施肥機

イ 地域が掲げる目標達成のために必要と認められる機械

(8) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金のうち要件類別32において実施する事業

別表第5に掲げる機械

(9) 国産原材料供給力強化対策事業

別表第6に掲げる機械

(10) 畑作等緊急構造改革支援事業

別表第7に掲げる機械

(11) 集落営農法人化等緊急整備推進事業

集落営農法人化等緊急整備推進事業実施要綱（平成21年度5月29日付け21経営第980号農林水産事務次官通知）第3の1の(1)の集落営農法人化等緊急整備事業を実施するため、第3の3の(1)の集落営農法人化等支援計画により導入されることとされた農業用機械であって、農業機械化促進法第5条の3第1項の導入計画により導入を促進することとされた特定高性能農業用機械

(12) 施肥体系緊急転換総合対策のうち施肥体系緊急転換対策事業

ア 液肥散布機（農薬散布用の機械は除く。）

イ 有機肥料散布機（様々な形状を有する有機質肥料を効率的に施肥する機能を有するものに限る。たい肥散布機（マニユアスプレッダー）は除く。）

ウ 地域が掲げる、地域の有機資源の活用等による化学肥料施用量の低減に向けたモデル実証の取組に必要と認められる機械

2 格納庫の取扱い

格納庫については、補助対象機械を収容し、かつ、当該機械と併せて設置する場合に限り補助対象とする。この場合、補助対象に係る床面積規模は、補助対象機械の大きさ及び台数からみて合理的なものであるとともに、設置場所の立地条件等からみて、通路等の関連空間及び設置空間が適正に確保されているものとする。

3 次官通知の記の2の「別に定める共同利用施設」について

次官通知の記の2において補助対象となる「別に定める共同利用施設」は、次の(1)及び(2)に掲げるとおりとする。

(1) 別表第8に掲げる共同利用施設

(2) 未来志向型技術革新対策事業の新需要創造対策事業及び技術革新波及対策事業の産地提案型及び農業支援ニュービジネス創出推進事業にあつては、目標達成のために必要と認める施設

別表第1

対象作目等 農業用機械の種類	稲		麦		豆	
	北海道	都府県	北海道	都府県	北海道	都府県
播種、定植用機械	※ 田植機（紙マルチ田植機で、複合作業機を含み、回転式植付機構を有し、乗用で、6条植以上のものに限る。） 水稻直播機（施肥等複合作業機を含み、出芽、苗立を安定させるための播種深度の調節機能等を有するものに限る。）		施肥播種同時作業機（耕起及び砕土機能を含むものに限る。）	施肥播種同時作業機（耕起及び砕土機能を含むものに限る。）		
収穫、調製用機械					豆用ピッカーローダー	
防除用機械等	※※ 無人ヘリコプター 栽培管理ビークル（乗用型で、除草、施肥等生育期間中の管理作業機能を有し、かつ田植作業アダプタメントの装着が可能なものに限る。） レーザ一均平作業機（土層改良、耕うん整地作業機を含み、レーザ一光線の受光により田面の高低差を感知して作業機を昇降させる機能を有するものに限る。）		※※ 無人ヘリコプター 栽培管理ビークル（乗用型で、中耕・培土、防除等生育期間中の管理作業能力を有するものに限る。）			弾丸暗きよ機（複合作業機を含む。） 栽培管理ビークル（乗用型で、中耕・培土、防除等生育期間中の管理作業能力を有するものに限る。）

(注) 1) ※印の農業用機械については、都道府県段階の土地利用型農作物生産性向上指針等の生産性水準の目標に即して効率的な生産単位を育成する場合には限り補助対象とする。
2) ※※印の農業用機械については、関係機関の濃密な指導の下に、当該機械を導入することにより、先進的技術の普及の拠点となる先導的なモデル地区を育成する場合には限り補助対象とする。
3) 複合作業機とは、2以上の作業を1作業工程で行うことが可能な作業機をいう。

対象作目等 農業用機械の種類	い も 類		て ん 菜 北 海 道	特 産 農 作 物 北 海 道	都 府 県
	北 海 道	都 府 県			
播種、定植用機械			てん菜移植機（苗選別装置付きの複合作業機を含み、乗用トラクター用で4条植（傾斜畑のため4条植以上の作業が著しく困難な地域にあつては、2条植）以上のものに限る。）		い等の植付機（複合作業機を含み、乗用トラクター用又は自走式で、6条植以上のものに限る。）
収穫、調製用機械		ポテトハーベスター（ピックアップ型又はフロアコンベア型の乗用トラクター用又は自走式のものに限る。）	ピートハーベスター（タッパー付きに限る。）	そばの収穫機（乗用トラクター用又は自走式のものに限る。ただし、ハーベスターを除く。）	そば、はとむぎ等の収穫機（乗用トラクター用又は自走式のものに限る。ただし、そばについてはハーベスターを除く。） こんにやく芋ハーベスター
防除用機械等		ベッドフォーマ（乗用トラクター用又は、自走式のものに限る。） セパレータ（乗用トラクター用又は、自走式のものに限る。）			茶複合管理機（乗用又は自走式のものに限る。）

対象作目等		果樹・花き		桑		野菜	
農業用機械の種類	対象地域	北海道	都府県	都府県	都府県	北海道	都府県
播種、定植用機械	対象地域						
収穫、調製用機械		収穫作業機（振動式収穫作業機及び花き球根掘取機を除き、収容装置付きで、乗用トラクター用又は自走式のものに限る。）		桑収穫機（乗用のものに限る。）		野菜全自動移植機 にんにく植付機 スイートコーン収穫機（加工用でかつ車輪式のものを除く。） にんにく収穫機（収容装置付きで、自走式のものに限る。） だいこん収穫機（扶持搬送装置付きで、乗用トラクター用又は自走式のものに限る。） ※※ 結球性葉菜類収穫機（収容装置付きで、乗用トラクター用又は自走式のものに限る。） ごぼう収穫機（扶持搬送装置付きで、乗用トラクター用又は自走式のものに限る。） たまねぎ収穫機 非結球性葉菜類収穫機 重畳野菜運搬作業車（昇降装置（フォークリフト機能）を有するものに限る。） トマト（加工用に限る。） 収穫機（一挙収穫型の自走式のものに限る。）	
防除用機械等		傾斜地用多目的管理機（自走式のもので、防除機能を有し、かつその他の機能を2以上有するものに限る。） 風筒式防除機（自走式又は搭載型のものに限る） 無人作業機（自走式のものに限る。）				野菜残さ収集機 ※※ 無人ヘリコプター 栽培管理ビークル 敵立同時施肥機	

対象作目等 農業用機械の種類		農作物種子		飼料作物（野草及び農場副産物を含む。）	
		北海道	都府県	北海道	都府県
播種、定植用機械	稲、飼料作物及び馬鈴しょの種子生産用定植機	稲、飼料作物及び馬鈴しょの種子生産用定植機	稲、飼料作物及び馬鈴しょの種子生産用定植機	※※※ 牧草播種機（複合作業機を含む、乗用トラクター用で、条播き以上のものに限定。） 追播種機 とうもろこし播種機（複合作業機を含む、乗用トラクター用で、4条播き以上のものに限定。）	
	稲、麦類、大豆、飼料作物、雑穀及び馬鈴しょの種子生産用収穫用機械	稲、麦類、大豆、飼料作物、雑穀及び馬鈴しょの種子生産用収穫用機械	稲、麦類、大豆、飼料作物、雑穀及び馬鈴しょの種子生産用収穫用機械	モアコンディショナー及びハイコンディショナー（乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.8メートル（肉用牛を対象とするものにあつては、1.6メートル）以上のものに限定。） フォレージハーベスター（乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.5メートル以上のユニット型のもの又はコーン専用機に限定。） テグダレーキ（乗用トラクター用で、作業幅4.0メートル以上のロータリー型のものに限定。） ロールペラー（ピックアップ幅1.2メートル以上のロール型、細断型ロールペラー又は稲発酵粗飼料用ロールペラーに限定。）	モアコンディショナー及びハイコンディショナー（乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.6メートル以上のものに限定。） フォレージハーベスター（乗用トラクター用又は自走式のものに限定。） テグダレーキ（乗用トラクター用で、作業幅3.3メートル以上のロータリー型のものに限定。） ロールペラー（ピックアップ幅1.0メートル以上のロール型、細断型ロールペラー又は稲発酵粗飼料用ロールペラーに限定。）
防除用機械等	走行式動力噴霧機（稲、麦類、大豆、雑穀及び馬鈴しょ用を除く。） 馬鈴しょ用茎葉処理機（乗用トラクター用又は自走式のものに限定。）	走行式動力噴霧機（稲、麦類、大豆、雑穀及び馬鈴しょ用を除く。） 馬鈴しょ用茎葉処理機（乗用トラクター用又は自走式のものに限定。）	家畜ふん尿土壌還元用機械（乗用トラクター用又は自走式の家畜ふん尿散布機）	梱包解体機、運搬機（積載量1.5トン以下のロードワゴンを除く。） 梱包格納用機械 サイレージ取出機、積込機（フロントローダー、ホイールローダー及びこれらに装着する飼料作物積込アタッチメントに限定。） 稲わら収集機 アンモニア処理機	

(注) 4) 積込機のうち飼料作物積込アタッチメントのみを導入する場合は、他の飼料作物収穫機械と併せて導入し、一連の収穫作業体系を確立する場合に限り、補助対象とする。

対象作目等 農業用機械の種類	草地等の造成・改良・整備、土壌・土層改良		家畜ふん尿の処理利用	
	北海道	都府県	北海道	都府県
トラクターの類	※※※ 車輪型農用トラクター（おおむね90PS以上のものに限る。） ※※※ 履帯型農用トラクター ※※※ ブルドーザー	※※※ 車輪型農用トラクター（おおむね60PS以上のものに限る。）		
作業用機械	乗用トラクター用又は自走式の下記の機械 ※※※ 深耕用機械 ※※※ 心土破碎、石抜、抜根用機械 暗渠、明渠施工用機械 土壌改良用資材の収集、運搬、加工、散布用機械 ※※※ 耕起、砕土、鎮圧、均平、砕石用機械 ※※※ 牧草播種機（複合作業機を含み、条播にあつては、12条播き以上のものに限る。） 草地等の造成・改良・整備の用に供する障害物除去、基盤修正用機械			家畜ふん尿の処理利用に係る収集、運搬、加工、散布、深耕施肥用機械（液肥運搬散布機については、容量300リットル以上のものに限る。）

(注) 5) ※※印の農業用機械については、畜産施策を総合的に推進するための飼料作物を対象とした事業を行う場合に限り補助対象とする。
 6) 草地等の造成・改良・整備、土壌・土層改良用機械が補助対象とされるのは、これらの機械の事業主体及び管理主体が市町村、農業協同組合、公社又は土地改良区である場合に限る。
 7) 草地等の造成・改良・整備、土壌・土層改良用機械には桑園改良整備用ロータリー、ディッチャー、ドレーナー、弾丸暗渠機、麦用ハンマーナイフモア及びレーキを、また、家畜ふん尿の処理利用機械にはフロントローダーを、それぞれ含まないものとする。ただし、畜産施策を総合的に推進するための事業を行う場合に限り、弾丸暗渠機、レーキ及びフロントローダーを補助対象とすることができるものとする。
 8) 本表の収集、運搬等の機械には汎用のあるトラック等は含まないものとする。
 9) 土壌改良用資材の運搬、散布用機械（堆きゅう肥の製造に係る原料の運搬に供するものを除く。）が補助対象とされるのは、これらの機械が飼料作物に係るものである場合に限る。

別表第2

対象事業	施設園芸脱石油イノベーション推進事業
補助対象農業機械	農産物の運搬を目的とする電動の運搬車（当該事業で整備するシステムから発生する電気エネルギーの利用を目的とするものに限る。）

別表第3

対象作物	表	大豆	ばれいしよ
補助対象農業機械	チゼルプラウシナダ 乗用刈倒し機 ピックアップアタッチメント	不耕起播種機（前作麦で施肥を行い大豆作において施肥装置が不要な場合に限る）	深植播種機

対象作物	てん菜	野菜
補助対象農業機械	真空播種機	ロータリー（耕うん及び畝立てを同時に行うものに限る。） 追従型野菜運搬機

別表第4

補助対象農業機械	テッダレーキ ロールペーラー ロールグラブ
----------	-----------------------------

別表第 5

対象事業	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金のうち要件類別32において実施する事業
補助対象農業機械	<p>レーザ一式均平作業機（土層改良、耕うん整地作業機を含み、レーザ一光線の受光により田面の高低差を感じして作業機を昇降させる機能を有するものに限る。）</p> <p>栽培管理ビークル（乗用型で、防除、施肥等生育期間中の管理作業機能を有し、かつ、田圃作業アタツメメントの装着が可能なものに限る。）</p> <p>普通型コンバイン（複数作物の収穫機能を有するものに限る。）</p> <p>水稻播種機（施肥等複合作業機を含み、出芽、苗立を安定させるための播種深度の調節機能を有するものに限る。）</p>

別表第 6

対象事業	国産原材料供給力強化対策事業
補助対象農業機械	<p>普通型コンバイン（稲を除く複数作物の収穫に使用するものとし、刃幅が麦類及び大豆の場合は2.5m以上、なたねの場合は1.2m以上のものに限る。）</p> <p>不耕起播種機（乗用トラクター用のもので、大豆作において施肥装置が不要な場合に限る。）</p> <p>チゼルプラウシード</p> <p>ロータリー（耕うん及び畝立てを同時に行うものに限る。）</p> <p>追従型野菜運搬機</p> <p>マメ科野菜収穫機</p>

別表第7

対象作物	豆類	てん菜
補助対象農業機械	普通型コンバイン（稲を除く複数作物の収獲に使用するもので、刃幅が2.5m以上のものに限る。）	播種機（複合作業機を含み、乗用トラクター用で、4条播き以上のものに限る。）

別表第8

農業用施設の種類	補助対象
温室（ガラス室及びプラスチックハウス）	育苗用の共同利用温室 省エネルギーモデル温室（太陽熱、地熱水等の石油代替エネルギー利用型の共同利用温室に限る。） ※ 周年栽培用高温抑制型温室（新規就農者に対するリース用施設に限る。） ※※ 低コスト耐候性ハウス
畜舎	肉用牛経営及び養豚経営のための共同利用畜舎 酪農営農において飼養管理作業の省力化を行うのに必要な共同利用フリーストール牛舎及び共同利用ミルクキングパーラー 畜産環境保全のための集団的経営移転を行うのに必要な共同利用畜舎 養鶏経営において防疫体制の強化を行うのに必要な共同利用ウインドレドレス鶏舎
サイロ（スチールサイロを除く。）	肉用牛経営のための共同利用サイロ 畜産環境保全のための集団的経営移転を行うのに必要な共同利用サイロ 飼料給与に関する新技術（麦を主体としたホールクロップサイレージの給与体系、コンブリーフトフリードの給与体系、ステージファイバーディングの給与体系その他これに類する新技術をいう。）の実験展示のための共同利用サイロ
蚕室	稚蚕共同飼育用蚕室（共同権青に係る施設を含む。） 自動飼育装置を装備したモデル共同利用壮蚕用蚕室（自動給桑装置を有するものに限る。）

(注) 1 本表の「共同利用」には、施設を分散して設置し、農業者が個別に利用するものを含まないものとする。
 2 ※印の農業用施設については、新規就農者（「青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」（平成7年法律第2号）に基づく認定就農者等）に対しリースすることを目的として、農業協同組合（農業協同組合連合会を含む。）及び市町村、公社等の公的主体に整備する場合に限定するものとし、夏期における温室内気温の上昇を抑制しうる構造を有することにより周年的な栽培を可能とするとする軒高3.5m以上の大容積温室又は床面積に対する屋根開口部面積が80%以上の開放型温室であり、5年以上の長期展張性被覆資材を利用したものとする。
 3 ※※印の農業用施設については、耐風速50m/s（ただし、過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重50kg/m²以上の強度を有し、プラスチックフィルムを被覆資材とした共同で利用するハウスとし、かつ、設置コストが同規模、同強度の鉄骨ハウスの7割以下のものに限る。

農業機械整備施設設置基準

制 定 昭和44年5月31日付け44農政第2258号

一部改正 昭和56年5月18日付け56農蚕第2213号

一部改正 平成 9年8月19日付け 9農産第5613号

農林事務次官依命通達

この設置基準は、農業機械の整備をする事業場として具備すべき技術上の基準を示したものである。

1 整備施設の種類

農業機械整備施設（以下「整備施設」という。）を、それぞれの業務内容に応じ、次の3分類に区分する。

分 類	呼 称	内 容
小 型 施 設	小型機械整備施設	小型機械の整備を主に行い、かつ、中・大型機械の分解を伴わない定期点検整備が可能な施設で、2の施設基準の小型施設の基準及び3の管理基準に適合するもの
中 型 施 設	中型機械整備施設	中型機械の整備を主に行う施設で、2の施設基準の中型施設の基準及び3の管理基準に適合するもの
大 型 施 設	大型機械整備施設	大型機械の整備を主に行い、かつ、中古農業機械の再生整備及び機能確認が可能な施設で、2の施設基準の大型施設の基準及び3の管理基準に適合するもの

(注) 1 小型機械とは、歩行型トラクター、歩行型田植機、バインダー、動力脱穀機、動力噴霧機（可搬型）、動力散布機（背負型）等の農業機械をいう。

2 中型機械とは、乗用型トラクター（40PS未満）及びその作業機、乗用型田植機（5条植え以下）、コンバイン（3条刈り以下）、スピードスプレーヤー（薬液吐き出し量50ℓ/分未満）等の農業機械をいう。

3 大型機械とは、乗用型トラクター（40PS以上）及びその作業機、乗用型田植機（6条植え以上）、コンバイン（4条刈り以上）、スピードスプレーヤー（薬液吐き出し量50ℓ/分以上）等の農業機械をいう。

2 施設基準

(1) 従業員

次の各号の一に該当する者が、整備に従事する従業員の数を3で除して得た数（その数に1未満の端数があるときはこれを1とする。）以上であること。

ア 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく1級若しくは2級農業機械整備技能士、職業訓練指導員（農業機械整備）、職業訓練指導員（自動車整備）であつて中・大型農業機械の整備に関して1年以上の実務経験を有する者又は農業機械整備の職業訓練課程を修了した者であつて中・大型農業機械の整備に関して2年以上の実務経験を有する者

イ 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）に基づく2級自動車整備士であつて中・大型農業機械の整備に関して1年以上の実務経験を有する者又は3級自動車整備士であつて中・大型農業機械の整備に関して2年以上の実務経験を有する者

ウ 農林水産省農林水産研修所農業技術研修館における高性能農業機械整備技術研修を修了した者であつて中・大型農業機械の整備に関して2年以上の実務経験を有する者

エ 全国農業協同組合連合会が認定した農業機械指導技師であつて中・大型農業機械の整備に関して1年以上の実務経験を有する者又は農業機械技術指導士であつて中・大型農業機械の整備に関して2年以上の実務経験を有する者

オ アからエまでに掲げる者と同等以上の技術を有する者

(2) 屋内作業場

屋内作業場のうちの現車整備及び分解品整備に必要な面積は、おおむね次のとおりであること。

整備施設の分類	面積
小型施設	75平方メートル
中型施設	150平方メートル
大型施設	300平方メートル

(注) この設置基準の施行の際現に改正前の設置基準に適合するものとして都道府県知事が認定した整備施設及び都道府県知事に認定を申請している整備施設については、この設置基準の施行後最初に事業場の位置を変更するまでの間は、屋内作業場のうちの現車整備及び分解品整備に必要な面積は、小型施設にあつては50平方メートルとし、中型施設にあつては100平方メートルとする。

(3) 車両置場

車両置場（屋外作業場を含む。）は、現車整備及び分解品整備に使用する面積と同じ又はそれ以上であること。

(4) 機械設備等

ア 機械設備

次の機械設備を有すること。

品名	規格	小型施設	中型施設	大型施設	摘要	
1 エンジン関係						
(1) 圧縮ゲージ	ガソリン用			○	対象とするエンジンのアダプターを用いる必要がある。	
〃	ディーゼル用		◎	◎		
(2) ノズル・テスター	200kgf/cm ² 以上	○	◎	◎		
(3) バルブ・リフター		○	◎	◎		
(4) シリンダー・ゲージ			◎	◎		
(5) 温度計	200℃	○	◎	◎		
(6) ライナー・抜取工具			◎	◎		自製可能
(7) ピストン・リング・ツール		○	◎	◎		自製可能
(8) ラジエーター・キャップ・テスター			◎	◎		
(9) 噴射ポンプ・テスター				○	外注可能な場合は不要	
2 シヤシ関係						
(1) タイヤ・ゲージ		◎	◎	◎	目盛の細かいものが好ましい。	
(2) シヤシ・ルブリケーター			○	○		
(3) オイル・バケツ・ポンプ			○	○		
(4) ガレージ・シヤッキ	2トン級		◎			
	5トン級			◎		
(5) トーイン・ゲージ			○	○		
(6) サイトスリップ・テスター	定置式			○		
(7) ブレーキ・テスター	軸重3トン以上			○		
(8) インパクト・レンチ(各種)		○	◎	◎		
3 電気関係						
(1) バッテリー・比重計		◎	◎	◎	デジタル式が望ましい。 クイック・チャージャーが望ましい。	
(2) サーキット・テスター		◎	◎	◎		
(3) 充電器		◎	◎	◎		
(4) ヘッドライト・テスター	集光式			○		

品名	規格	小型施設	中型施設	大型施設	摘要
4 計器関係					
(1) 直定規	1m程度		◎	◎	
(2) 回転計		◎	◎	◎	
(3) トルクレンチ	600kgf・cm程度		○	○	
"	1300kgf・cm程度		◎	◎	
"	2600kgf・cm程度 (アダプター付)		◎	◎	
(4) ダイヤル・ゲージ付 マグネチック・スタント			◎	◎	
(5) マイクロ・メーター(一式)	0~125mm		◎	◎	
(6) Vブロック(組)			◎	◎	
(7) 標準圧力計				○	動力噴霧機用
(8) き裂点検器			◎	◎	レッドチェック用
(9) 異音聴診器			○	○	
(10) 硬度点検ヤスリ	4本組		○	○	
(11) 球付きゲージ	6mm, 12mm	○	◎	◎	
(12) 油圧ゲージ			○	◎	
(13) ナギス		◎	◎	◎	
5 一般設備関係					
(1) 温水洗浄機		○	◎	◎	
(2) チェーン・ブロック	2トン級		◎	◎	電動式が望ましい。 天井クレーンがある場合は不要
(3) 天井クレーン				○	
(4) 油圧プレス	15トン級 35トン級		◎	◎	
(5) エア・コンプレッサー	0.75KW級	◎			エア・トランスホーマー付低圧型
"	2.2KW級		◎		エア・トランスホーマー付高圧型
"	3.7KW級			◎	"
(6) 部品洗浄槽		◎	◎	◎	小型施設は小型
(7) ホト・リフト			○	○	

品名	規格	小型 施設	中型 施設	大型 施設	摘要
6 加工関係					
(1) 電気ドリル	10φ級まで使用 できるもの	◎	◎	◎	
(2) 卓上ボール盤	13φ	○	◎	◎	
(3) 旋盤	切り落付			○	外注可能の場合は不要
(4) 卓上グラインダー		◎	◎	◎	
(5) ホータブル・サンダー又は デスク・グラインダー	150φ		◎	◎	
(6) ホータブル・グラインダー	100φ		○	○	
(7) スプレーガン		○	◎	◎	
(8) 電気溶接装置			◎	◎	
(9) ガス溶接装置		○	◎	◎	
(10) エンジン付電気溶接機	150A程度		○	○	出張整備用
(11) 板金工具類		○	◎	◎	フェンダー・ツール程度のもの
(12) 鍛冶用具一式			○	○	
(13) 定盤	900×900mm		○	○	

(注)◎は必要なもの、○印はあることが望ましいものである。

イ 移動整備車

整備施設の事業内容に適応した移動整備車を保有すること。

3 管理基準

(1) 整備関係事務に関する事項

整備関係には日常の営業事務に必要な帳簿類のほか、次の記録簿類を備えていること。

- ア 機械設備台帳（購入年月、購入費、取付費、減価償却した残の簿価等）
- イ 整備作業台帳（再販用整備作業台帳を含む。）
- ウ 部品、材料受払台帳
- エ 得意先カード（ユーザー名及び整備の記録併用）
- オ 機械設備配置図（配置図及び作業の流れを示す図表）

(2) 整備技術に関する事項

整備技術に関しては、次のような事項が満たされていること。

- ア 整備の責任者を置く等整備の責任体制が定められていること。
- イ 整備用の機械、計器類の保守管理が適切に行われていること。
- ウ 整備に関する技術的基準類が整備されていること。
- エ 整備能力に適応した部品の確保及び管理が適切に行われていること。

(3) 施設及び労務管理に関する事項

整備施設及び労務管理に関しては、次の諸対策が講じられていること。

- ア 火災予防並びに危険物の保管及び取扱いに関する対策が講じられていること。
- イ 作業場における作業の部署を区割する等施設管理に対する考慮が払われていること。
- ウ 従業員の就業及び給与等に関する規約が定められていること。
- エ 整備に従事する従業員の整備技能の訓練に関する具体的な対策が講じられていること。